

新旧対照表

【外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について（平成13年8月10日財関第651号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について</p> <p>財関第651号 平成13年8月10日 改正 財関第868号 平成29年6月30日 改正 財関第1211号 令和5年12月15日 <u>改正 財関第344号</u> <u>令和7年3月31日</u></p>	<p>外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について</p> <p>財関第651号 平成13年8月10日 改正 財関第868号 平成29年6月30日 改正 財関第1211号 令和5年12月15日</p>
<p>標記のことについて、別紙1「外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制について」のとおり農林水産事務次官から協力依頼があったので、下記の事項に留意の上実施することとされたい。また、別紙2「外国人漁業の規制に関する法律の運用について」のとおり水産庁長官から連絡があったので、了知されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「外国人漁業の規制に関する法律の施行について」（昭和42年10月23日付蔵関第1071号）及び「外国人漁業の規制に関する法律の運用について」（昭和43年5月31日付蔵関第586号）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号。以下「法」という。）第4条及び第4条の2の規定による寄港の許可等の規制並びに法第6条の規定による漁獲物等の転載等の禁止に係る違反事実を、入港尋問又は海上パトロール等により税関が発見した場合には、速やかにその旨を水産庁及び海上保安庁又はその部署に通報するものとする。</p> <p>2. 法第4条の規定による農林水産大臣の寄港許可を必要とする外国漁船が当該許可を受けないで入港し、関税法（昭和29年法律第61号）第23条（船用品又は機用品の積込等）の規定により当該外国漁船への船用品積込みの申告が行われた場合には、税関は水産庁及び海上保安庁又はその</p>	<p>標記のことについて、別紙1「外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制について」のとおり農林水産事務次官から協力依頼があったので、下記の事項に留意のうえ実施することとされたい。また、別紙2「外国人漁業の規制に関する法律の運用について」のとおり水産庁長官から連絡があったので、了知されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「外国人漁業の規制に関する法律の施行について」（昭和42年10月23日付蔵関第1071号）及び「外国人漁業の規制に関する法律の運用について」（昭和43年5月31日付蔵関第586号）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (同左)</p> <p>2. (同左)</p>

新旧対照表

【外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について（平成13年8月10日財関第651号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>部署にその旨を通報するとともに、都道府県からの寄港許可の通報をまって承認を行うものとする。なお、法第4条第1項第1号の行為に該当する船用品（人命の安全を保持するために必要最小限の食糧品等）の積込みのみを目的とする寄港については、同条の許可を要しないで留意する。</p> <p>別紙1 (省略)</p> <p>別紙2</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律の運用について</p> <p>12水管第2832号 平成13年7月5日 26水管第2208号 平成27年2月4日 28水管第939号 平成28年8月9日 28水管第1857号 平成29年1月18日 2水管第1646号 令和2年11月26日 5水管第692号 令和5年6月8日 <u>6水管第3098号</u> 令和7年2月7日</p> <p>このことについて、関係都道府県知事あて、別紙写しのとおり通知したので標記法令の運用にあたって協力方よろしくお願いする。</p> <p>なお、外国人漁業の規制に関する法律の運用（43水漁第2366号水産庁長官通知）は、平成13年7月5日をもって、廃止されることとなったので申し添える。</p>	<p>別紙1 (同左)</p> <p>別紙2</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律の運用について</p> <p>12水管第2832号 平成13年7月5日 26水管第2208号 平成27年2月4日 28水管第939号 平成28年8月9日 28水管第1857号 平成29年1月18日 2水管第1646号 令和2年11月26日 5水管第692号 令和5年6月8日</p> <p>(同左)</p>

新旧対照表

【外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について（平成13年8月10日財閥第651号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>〔別紙写し〕</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律の運用について</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号。以下「法」という。）の運用に関して、「外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制について」（平成13年7月5日付け12水管第2833号農林水産事務次官通知）をもって農林水産事務次官より貴職あて通知したところであるが、上記事務次官通知によるほか、下記により運用することとしたので、貴管下関係機関及び関係者に対し周知徹底を図られるとともに、上記法令の運用に御協力をお願ひする。</p> <p>なお、本通知により、「外国人漁業の規制に関する法律の運用について」（昭和43年5月1日付け43水漁第2366号水産庁長官通知）は、平成13年7月5日をもって、廃止されることとなったので申し添える。</p> <p>記</p>	<p>〔別紙写し〕</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律の運用について</p> <p>(同左)</p>
<p>第1 漁業等の禁止</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 適用除外</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する水産動植物の採捕で、ア、イ及びエ（ただし、エにあっては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限る。）にあっては総トン数3トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に本邦に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数3トン以上の日本船舶によって行うもの、ウにあっては船舶によらないで行うものは、軽易な水産動植物の採捕であるので、法第3条による規制の対象にはならない（外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和42年農林省令第50号。以下「規則」という。）第2条）。</p> <p>ア さおづり又は手づりによる水産動植物の採捕</p> <p>イ たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水</p>	<p>第1 漁業等の禁止</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 適用除外</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する水産動植物の採捕で、ア、イ及びエ（ただし、エにあっては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限る。）にあっては総トン数3トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に本邦に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数3トン以上の日本船舶によって行うもの、ウにあっては船舶によらないで行うものは、軽易な水産動植物の採捕であるので、法第3条による規制の対象にはならない（外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和42年農林省令第50号。以下「規則」という。）第2条）。</p> <p>ア さおづり又は手づり <u>（まき餌づりを除く。）</u>による水産動植物の採捕</p> <p>イ たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水</p>

新旧対照表

【外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について（平成13年8月10日財関第651号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>産動植物の採捕</p> <p>ウ 投網による水産動植物の採捕</p> <p>エ ひき縄づりによる水産動植物の採捕</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3 (省略)</p>	<p>産動植物の採捕</p> <p>ウ 投網による水産動植物の採捕</p> <p>エ ひき縄づりによる水産動植物の採捕</p> <p>(2) (同左)</p> <p>3 (同左)</p>
第2～第4 (省略)	第2～第4 (同左)